

## 目次

L -CV-1st-1★訴状20180813.....	2
L -CV-1st-2★準備書面①20200212.....	12
L -CV-1st-3★証拠20180925.....	18
L -CV-1st-4★甲1号証.....	19
L -CV-1st-5★甲3号証.....	27
L -CV-1st-6★甲4号証.....	34

今井 豊

平成 30 年 8 月 13 日

前橋地方裁判所 御中

## 訴状 L

### 原告

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577  
fax0278-72-5353

### 被告

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号  
国 同代表者 法務大臣 上川 陽子

慰謝料請求事件

請求金額 10 万円

ちょう用印紙額 1 千円

### 第 1 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し 10 万円を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする

### 第 2 請求の原因

前橋地方裁判所・沼田支部(沼田市材木町甲 150)裁判官 吉田達二は、2017.12.12 10:00 同支部における平成 29 年(ワ)第 26 号慰謝料請求事件(2017.09.05 第 1 回期日)の判決において、後述のように、裁判長として私の主張をほとんど無視して極めて不公平かつ不当な審理を行い、またこの不当な審理のために後述の準備工作を行うなどにより私の適正な手続を受ける権利の行使を妨害しました。

これらは私を人間扱いしない差別的取扱であり精神的に著しい屈辱を受けました。

また脅迫者達を野放しにしたことにより著しい生命の危機への恐怖が続きました。

これらは彼の特別国家公務員としての職権の行使における故意または過失であり不法行為です。

よって、

- ①日本国憲法 17 条及び国家賠償法 1 条 1 項または、
- ②国家賠償法 第 4 条による民法の規定(民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715

条の使用者責任)の公人への類推適用,  
③民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任の公人への類推適用のいずれかの選択適用に基き、被告に対して慰謝料を請求します。  
いずれも適用可能な場合は先順位から適用ねがいます。

### この裁判での私の主張の要旨(本文は甲 1,甲 3)

警視庁は以下のように今まで三度にわたり、私の訴えを無視しました。  
一度目の被害届(巨大なネット包囲網の摘発)については冒頭頁で書面による回答を求めました。  
二度目の管轄の警察署でのサワダ面会については脅迫殺人の捜査を要請しました。  
三度目の内容証明郵便についても、脅迫殺人の捜査を要請しました。  
捜査機関が被害の訴えを無視すればどうなるかは自明であり、これらは主に生命と差別の観点から日本国憲法の生存権と平等権の侵害にあたります。  
訴状の一部として提出した告訴状 9 通は、警視庁が包囲網の摘発を怠った結果として派生した事件です。これらを見れば、結果的に見ても警視庁に過失があったことは明らかですから、今回の請求の主旨は、その結果責任として精神的被害に対する損害賠償を求めるものです。  
三県警が一貫して同様の対応をしていることから、国家賠償法の適用がふさわしいと考えます。

### 判決文の要旨(本文は甲 4)

原告の主張は、以下の 1 ~ 3 について、いずれも捜査しなかったことが不法行為であるとのこと。  
1 20090118 被害届の提出・・・・「古い話なので確認が取れない。但し私から見ても要領を得ないもの」  
2 20090303 サワダ面会による脅迫殺人の訴え・・・・「古い話なので確認が取れない」  
3 2016.6.6 内容証明・事実有。但し「要領を得ないものでいかなる犯罪行為を指摘するものか定かでない」  
そもそも捜査は公益優先で行われるものであり、その恩恵は反射的利益にすぎないので、捜査しなかつたこと自体をもってただちに法律上保護された利益の侵害すなわち違法と言えるものではない。  
したがって当裁判所としては、正当業務行為である限りは違法性の余地はないと判断するので例示された四つの判例に倣い原告の請求を棄却する。

### 吉田達二の違法性

審理の不当性が職権上の判断ミスの範囲を遙かに逸脱しており、犯意を強く示唆しています。  
つまり被告訴人が包囲網として行動したことです。  
包囲網はこれまで常に一貫して、「私を人間扱いしない対応」を続けてきました。  
言い換えると、こうした「ありえない対応」によって私に威力を示して脅迫」し続けてきました。  
つまりその無言の脅迫の意図は「どうせお前はそのうち我々の誰かに殺されるのだから、人間扱いする必要など無い」ということです。  
裁判所の職責とは、主張された事実の真偽については、徹底的に審理を尽くさなければなりません。  
特に本件のように違法性の判定とも重なっている場合はなおさら不可欠のはずです。  
これらはまず、裁判所法 第四十九条(懲戒)職務を怠った時の「理由の無い審理」ないし「重大な法令の適用ないし遵守の上の過誤」に当ります。

次に、裁判による適正な手続きを受ける権利(日本国憲法 13 条または 25 条)の侵害に基く、生命に対する権利(日本国憲法 13 条)とと平等権(日本国憲法 14 条)の侵害です。

違反の性質や法的説明や包囲網の概要は被害届 2018 に記載の通りです。

以下の I ~ V によって審理の不当性を演出し、包囲網の威力を示すことによって私の生命を脅迫したこと

I 私の主張をほとんど無視して極めて不公平かつ不当な審理を行ったこと

要するに①故意または過失であり、②法律上保護された権利の侵害であるのに、いずれも看過しました。

①については後述の通りです。②私はいずれも脅迫による生命の危機を訴えていました。

判決文(甲 4)の要旨は次の通りです。

『そもそも捜査は公益優先で行われるものであり、その恩恵は反射的利益にすぎないので、捜査しなかったこと自体をもってただちに法律上保護された利益の侵害すなわち違法と言えるものではない。

したがって当裁判所としては、正当業務行為である限りは違法性の余地はないと判断するので例示された四つの判例に倣い原告の請求を棄却する。』

つまり、①生命の危機を訴えていたこと(反射的利益を超えた権利の侵害であること)と、②故意又は過失があること、のいずれにも気付かなかつたというわけです。

脅迫を主張していることは認識しているながら、生命に対する脅迫であることには気付かなかつた、また、回答期限を求められているのに無視することが信義則違反であることや正規の取扱から外れていることは書いてあるのに、また、捜査機関が被害が無いと断定できないのに無視すればどうなるかは当り前に予見できるのに、裁判所がその不当性に気付かなかつた、ということです。

なお、私の反論として宇都宮地裁 H13(ワ)199 損害賠償請求事件を挙げておきます。

I - a 生命の危機の看過

準備書面 5 頁 「叔母の死の真相は誰かによる告訴人への脅迫の為の殺人に相違なく、その意図は「被害届によって包囲網を暴こうとすれば叔母のように殺すよ」であり告訴人の生命に対し害を加える旨の無言の脅迫です。」(甲 3)

準備書面 6 頁 「警視庁は殺人を示唆する脅迫被害の訴えを無視して放置し故意にその状態を継続させており、告訴人の生命に対し害を加える旨の無言の脅迫に相違なく、その意図は「叔母の死の真相や包囲網を暴こうとすれば叔母のように殺すよ」だと思います。」(甲 3)

準備書面 6 頁 「警察の職責とは不作為であることだけで脅迫罪を構成するほどの強い作為義務を有する数少ないものであると認識しております。

しかしこの作為義務の強さは被害の届け出内容の切実度に依存するとも考えられます。

本件は殺人を示唆する脅迫被害の訴えですから、当然に最も強く作為義務が求められるケースであり生命の危機に直結します」(甲 3)

該当告訴状 I には公務員職権濫用罪、脅迫罪、犯人蔵匿罪を記述していました。

I - b 故意または過失の看過

準備書面 3 頁 「そもそも公僕の分際で、正当なる納税者の書面による回答要求を無視するとは何事でしょうか?」(甲 3)

準備書面 4 頁 『三つ目に重要なのは、データ以外にも治安を預かる機関として看過できるはずのない危険行為が次のようにいくつも書かれていることです(甲 3)。

- ・3 ページ逆乗車拒否の記述(脅迫・営業妨害?または事故誘発?)
- ・12 ページ高速道路の合流時の妨害(脅迫・殺人未遂・危険運転)
- ・12 ページ幹線道路への合流時の後続車の追い越し(脅迫・危険運転)
- ・13 ページ発進しようとすると鼻先に飛び込んでくる他の車両(脅迫・危険運転)
- ・13 ページ即右折(脅迫・危険運転)
- ・15 ページ通勤途上で車両がわざと行く手を塞ぐ(脅迫・危険運転)
- ・16 ページ対向車の幅寄せ(脅迫・危険運転)
- ・19 ページ強引な右折(脅迫・危険運転)
- ・20 ページ自宅不法侵入(脅迫・留守宅住居侵入)

この状態で事件性無しとして結了できるはずもなく、何ゆえに原告本人に聞き直す等の連絡を怠ったのかが問題です。事件性の認識が異常であり犯罪捜査規範への違背と言えます。』

#### 準備書面 7 頁 「最後に警視庁の情状について申し上げます。」

原告の三つの届出・主張・要求に対し、書面によるものは内容の無効性を主張することにより否認し、口頭によるものは往訪事実そのものから否認するという、捜査機関としてあるまじき、なりふり構わぬ隠蔽を図っております。」(甲3)

### ★警視庁の違法性 詳しくは告訴状Aの通りです

#### 【警視庁の違法性は下記の I ~ III の通りです。

被害届や通報等により捜査機関に犯人らの摘発を求めたのに、不当に無視されました。

つまり故意または過失による適正な手続を受ける権利の侵害であり行使の妨害です。

また、私が生命の緊急の救済を訴えていたのも明らかであり、反射的利害を超えた法律上保護される権利である生命に対する権利の侵害にも当ります。

これらは被害届 2018 の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。

日本では、告訴に基く適正な手続を受ける権利(日本国憲法第 13 条もしくは 25 条)の侵害です。

更に、生命に対する権利(日本国憲法第 13 条)と平等権(日本国憲法第 14 条)の侵害です。

これらより民法 709 条の一般不法行為に当ります。

#### I 以下の A と B を組合せて包囲網の威力を示したこと

#### A 私の被害届 2009 を不当に無視したこと

下記 1 ~ 8 の観点を総合すれば、私の被害届 2009 を不当に無視したことは、故意または過失に当るので不法行為です

#### 1 回答要求の旨と回答期限を明示していたこと(信義則違反)

#### 2 正規の取扱ではないこと

被害届の内容が理解できなかったにもかかわらず、届出人本人の真意を最後まで確認しないまま勝手に結了したことは、犯罪捜査規範第 65 条違反です。

なおこれは告訴状についての規定ですが被害届についても準用されていると思われます。

#### 3 予見義務ないし結果回避義務違反です(被害があれば続くことや不安が解消しないこと)

捜査機関が被害の届出を無視すればその後も当然にその被害は続きます。

ですから被害や犯罪が無いと断定できない以上は警察法第二条等への違反です。

#### 4 警察が職責として看過できない8事項を記載していたこと(含む生命の危機)

- (1)冒頭ページ 被害の種類として肖像権の侵害(ネット犯罪)及び営業妨害と明記
- (2)冒頭ページ 加害者が首都圏全域、一億人の犯罪(つまり公益の侵害)を明記
- (3)3ページ 顔パス(つまり挙手した乗客の逃亡)
- (4)5ページ 私の出番日とともに(タクシー会社の)売上が落ちる現象

これは包囲網にとって最も「不都合な真実」です。

当時、包囲網が繰り広げていた私への不買運動は夜の首都圏全体を巻き込んで恐慌に陥りました。

当時の日本のGDPにも影響が出ていたはずです。

- (5)12ページ (他のドライバーと比べて)異常に低い実車率
- (6)14ページ 高速道路の合流時の妨害(生命への脅迫・殺人未遂・危険運転)
- (7)19ページ 対向車の幅寄せ(生命への脅迫・殺人未遂・危険運転)
- (8)21ページ 周りを徘徊する警察関係者(ストーカー行為) 自らの証拠隠滅と言えます

#### 5 生命に対する権利(日本国憲法13条、自由権規約第6条)の侵害です

#### 6 適正な手続きを受ける権利(日本国憲法第13条)の侵害です

#### 7 差別であり平等権(日本国憲法第14条)や自由権規約の差別禁止の各条項への違反です

#### 8 脅迫殺人との関連が極めて強く推定されること

#### B 私の叔母の太田まり子の殺害に関与したこと

以下の1と2を総合すれば、その高度の恣意性が、脅迫の意図を強く示唆しています

#### 1 無視できるはずのない被害届を無視したこと(偶然性 1/100000000)

既述の違法性が自明なのにあえて無視する余地はなかったはずです。

また、隠蔽するだけなら、例えば本人に連絡したうえで適当に聞き流しても同じです。

最後まで本人と連絡を取ろうとしなかった点に極めて高度の恣意性、つまり脅迫の意図を感じます。

#### 2 無視した被害届 2009 の回答期限日と太田まり子の死亡日が重なっていること(1/10000)

つまり、私への回答の代りに叔母の死体を晒して「被害届を忘れなければ次はお前をこうするぞ」という無言の脅迫の意図を突きつけたわけです。

逆にこの点からこれが殺人であることと警視庁の殺人への関与が極めて強く推定されます。

脅迫殺人は極めて高度の恣意性であり、そう感じない人は包囲網と断定できると思います。

#### II 私が東村山署でサワダと面会した事実を全面的に否認したこと(時系列A④、⑤、26)

④と⑤の事実について警視庁は告訴状上のように「古い話なので確認が取れない」としております。

警察が管轄署内での被害者本人からの脅迫殺人の真相究明の要請を全面否認したことは、巨大不祥事の訴えを更に隠蔽したということであり、二重に巨大不祥事なのです。

既述の経過から考えて、当然に私が抗議したことは容易に推測できると思います。

そしてこれが、脅迫殺人の隠蔽という極めて強い動機、つまり恣意性を持っているということです。

証拠が無くとも充分に事実有の確信が得られると思います。

これが「古い話なので確認が取れない」で済まされるはずはありません。

まだ10年以内のことですし、日本の警察のシステムはそこまで杜撰ではないと思いますから何一つ記録が残っていないことは考えられません。

少なくとも私は面会していますからサワダを候補者の中から特定することができます。

私服で中肉で背は高めで縮れ髪の顔色の悪い人でした。なによりもその声をはっきりと覚えています。

### IIIその後も私の訴えを無視し続けて包囲網の威力を示したこと

#### 1 2016.6.6 内容証明便を不当に無視したこと(時系列A⑫、26)

既述の通り、無視することは正規の取扱ではなく、また犯罪が無いとも断定できないはずです。

#### 2 今も断固として不当な無視を繰り返していること(時系列A 21、22、26)

ニシカタは露骨に約束を破っており、警視庁の対応の時系列的・組織的一貫性は明らかです。

この事実はむろん既存の不法行為の心証への遡及効があります。

#### 3 訴訟を通じて告知された事件性を不当に無視し続いていること(時系列A 26)

これまで警視庁は、書面による訴えは内容の無効を主張し、口頭によるものは事実自体を否認して私の訴えを隠蔽してきました。

この訴訟を通じて初めて正式に私の主張内容を告知されたわけです。】

## II この不当な審理をするために以下の準備工作を行ったこと

### II-A私が主張した不法行為の内容をすり替えたこと

判決書の事案の概要には私が主張した不法行為が「捜査しなかったこと」と書かれていますが(甲4)、これは事実無根であり私はそのように書いた憶えも発言した憶えもありません。

訴状冒頭「原告は今日まで延べ9年以上に亘り警視庁から被害の届出を無視され続けております」(甲1)これは「最後まで本人の真意を確認しようとしなかった」という過失を目立たなくする為です。

そもそも告訴状Iを訴状の一部として添付しているのですから、それが不法行為そのものです。

捜査しなかったことと、無視したまま勝手に結了させたこと、とは全く別の行為です。

### II-Bケースが違う判例を無理に適用したこと

被告が提示した四つの判例との共通点は警察が関与していることだけで、私とは全て違うケースです。

まず、私の場合は完全に無視されたケースですが、四つの判例はいずれもそうではありません。

次に、私は切実な生命の危機を訴えていましたが、四つの判例はいずれもそうではありません。

### II-C訴状の一部である各告訴状を無視したこと

私は全事件が包囲網による派生事件であり、摘発を逃した結果責任を求める主張していましたから、否定する根拠が無い限りは、不法行為責任の範囲として各告訴状にも触れるを得なかつたはずです。

これらを見れば、警視庁ばかりではなく埼玉県警や群馬県警、更に他の機関も一貫して無視していることの異常性が容易にわかり、それらが包囲網を示唆していることを認めざるを得なかつたはずです。

つまり遡及して警視庁の不法行為の存否についての心証をも大きく押し上げたはずです。

判決とは主張の採用可能性をあらゆる角度から検討したうえで結論づけるものだと思います。

もう一つ重要なのは事件性の観点です。

被告訴人は「民事訴訟なのだから告訴状のことなど知らないよ」と割り切ったようですが、刑事訴訟法第239条の公務員の職務上の犯罪告発義務は負っているはずですから違反の疑いが強いです。

### II-D誘導尋問を行ったこと

#### ・勝訴の期待を抱かせる裁判長の二度の釈明

第一回期日、第二回期日とも、三つの不法行為に対する慰謝料金額の内訳を裁判長から訊ねられました。

これは私に勝訴の期待を抱かせることによって「三つとも認められているのなら四つ目の不法行為を追

加するまでも無いだろう」と誤信させて取下げの応諾を引き出す為の誘導尋問だったと思います。始めから原告適格無しと判決することを決めていたと思われますから極めて不審な質問です。私にとってはこの判決自体がまさに「不意討ち」でした。

#### ・20171024 の四つ目の不法行為への不審な釈明権の行使

四つ目の不法行為とは訴状の訂正として提出したもので、2017.10.03 10:33 通話において私が警視庁・人事二課・ニシカタに対して、サワダの消息について調査と回答を要請し、その時は応諾しておきながら不當に無視したことです。

これは信義則違反であると同時に警視庁が今なお私の主張を無視し続けているということであり、時系列的組織的一貫性を示しているので他の三つの不法行為の心証を遡って引き上げるはずですから、私に訊ねるまでもなく、その事実を調査によって確定させるべきでした。

#### II-E記録面で制度を悪用したこと

既述の主張のすり替えや、判決書に私の主張内容がほとんど記録されていないことなどから見て、裁判の公開を前提に当事者の主張内容の記録が簡略化されている点を悪用したものと思われます。

判決文はたった三頁であり、百頁近い私の提出文書に比べても不自然です。

ただこれは不当な審理の準備というよりは判決後の隠蔽の為と思われます。

#### III 事件性を看過したこと(刑事訴訟法第 239 条違反)

これらは①不法行為、②事件性、③証拠力の偏在の是正 という三つの観点から判定不可避の主要事実でした。

例えば以下のように誰でも当然に疑うことなのに、なおかつ私が主張しているのに全く触れていません。

・配達証明まであるのだから被害届 2009 は確実に届いている。

それが現在消息不明と言うことは、被害届ではないものとして扱ったということである。

被害や犯罪が全く無いと断定する根拠があったのだろうか?

指摘された記載事項を看過したことについて警視庁はどのように弁解するつもりなのか?

・警察の職責に加えて、正規の取扱でないことや届出人が回答を求めていたことも合わせて考えれば、なおも無視するという選択はありえない。なぜあえて無視したのか? つまり恣意性は極めて高い。

これは同じ日に死亡しているというもう一つの恣意性よりもはるかに高い。

この二つが重なっていることを総合すれば、脅迫殺人が真実であることは確信できる。

・殺人の動機については、書かれていた夜の街の状況や被害の現象と指摘されたデータとは因果関係として整合的だし、二度の死亡事故も考えれば、逆恨みによる殺人が起きたとしても全く不思議はない。

・そもそもこの変死には不審点が多くある。もしかすると埼玉地検も絡んでいるのでは?

・死因の偽装方法も詳細に書いてあるし、この通りだとすれば調べるのはたやすい。

・包囲網がもし真実ならたいへんな公益侵害であり、その摘発こそが最優先のはずである。

・そもそも具体的犯罪事実の告知だけが捜査の端緒ではない。警察の主張は不審である。

・サワダ面会の否認も隠蔽の為だとすれば極めて悪質な犯罪だ。

被害届と脅迫殺人の隠蔽という強い動機もあるので、恣意性は極めて高い。

・同様に書面の内容が無効だと主張も隠蔽のための口実である可能性が高い。

・ニシカタの件は、彼らが今も尚、断固とした無視を繰り返しているという一貫性を示している。

・三県警をはじめ各機関の対応が一貫して異常だ。包囲網を認めざるをえない。

これらのことがもし事実であれば、遡って主張された三つの不法行為の心証を一挙に押し上げるので判定は不可避である。

### (1)私の叔母の太田まり子の脅迫殺人の存否

これが殺人であることの圧倒的な恣意性の高さは既述の通りです。

これは主張した全ての違法行為に関連している最重要事実なのです。

それなのに全く触れていません。まるで腫れ物に触るのを避けるかのごとくです。

### (2)サワダとの面会の事実の存否

被害者が警察署内で脅迫殺人の真相の究明を要請したのに警察が全面否認したということは、訴えていた内容が巨大不祥事なのに、更にその届出事実を否認したわけですから、二重に巨大不祥事です。

そしてこれが、脅迫殺人の隠蔽という極めて強い動機、つまり恣意性を伴っているということです。

証拠が無くとも充分に事実であるという確信が得られると思います。

告訴状Aにおいて記述の通り、現在でも何らかの手掛りは残っているはずです。

それなのに「古い話なので確認が取れない」とは、被告の言葉そのままです。

このような巨大な事件性を前にして、不法行為の判定としても、事件性の判定としても、証拠力の偏在の是正としても、これで済むはずはありません。

### (3)有力データの証拠力を根拠無く否定したこと

タクシー乗務員時代の私の出勤日と会社平均売上高の運動について、「仮にそうした事実があったとしても、直ちに犯罪行為があったことが窺われるものでないことは明らかである」と断じていますが、これはあまりにも恣意的であり自由心証主義の範囲を逸脱しています。

このデータは包囲網にとって最も「不都合な真実」なのです。

直接犯人を特定することはできませんが、不特定多数の犯行が累積した結果であることは否定しようがありませんから、捜査に着手せざるをえません。

それに統計的有意性というものは、心証だけで否定しきれるものではないことはわかっているはずです。

### (4)所属のタクシー会社の二度の死亡事故(包囲網の実在を示唆)

創業以来60年間全く死亡事故が無かった会社に突如として全く同じ形の死亡事故が短期間に連続することに恣意性を感じなければ異常だと思います。

### (5)包囲網の存否

そもそも包囲網の摘発は公益そのものなのにどうして根拠も無く無視されたのでしょうか?

各告訴状は恣意性一覧表の通り、それぞれ単独で確信を得られるだけの恣意性を備えています。

それらを総合した場合の包囲網実在の恣意性を否定するのは不可能だと思います。

## IV 著しい証拠力の偏在を看過したこと(公平性への配慮の欠落)

捜査機関は元々職責として証拠を一手に握るべき立場にありますし、その機関による隠蔽を主張していたのですから、証拠が被告側へ極端に偏在していたのは当然です。

裁判長は例えばサワダ面会につき、自らの権限で自主的に文書特定手続により証拠となりうる記録を列挙させて特定し、そのうえで文書提出命令などの証拠開示的処理を取るべきでした。

それなのに逆に私の証人尋問の要望8件を全て却下したことは隠蔽の意図を強く示唆しています。

## V 自ら不公平な審理を行ったこと

これは不当な審理全般の裏返しとも言えますが特に露骨なものは以下のものです。

### 1 被害届について「私から見ても要領を得ないもの」と断じたこと

準備書面4頁の「看過できるはずのない危険行為」の判定はどうなったのでしょうか?

この不当性を例えるなら、車の運転をしていて視界が悪かったので躊躇しました、で通りますか?という話だと思います。視界が悪かったのなら視界を確保するしかありません。

捜査機関や司法的機関にとっては職権が車に相当します。

「わかりにくかったのでわからなかった」というのはこれまで各機関が一貫して繰り返してきた隠蔽の為の口実であり白痴化対応です。過失相殺を狙った「因縁付け」でもあります。

それを言うなら、私に限らず一般人の主張などすべからく「わかりにくい」はずです。

ですからそれが私限りの差別的取扱であることも言うまでもありません。

### 2 既述の(3)有力データの証拠力を根拠無く否定したこと

#### この訴訟のその他の不当性

##### (1)被告を変更させられたこと

最初に訴状を提出した時の被告は警視総監(警視庁長官)でした。

その訂正を求められて法務大臣(日本国)にしたところ、更に東京都に訂正するように求められました。

これは事件を分断させて全容を把握しにくくするためとも思われます。

##### (2)被告側の虚偽が心証に反映していないこと

20170501に私が東村山警察署に電話照会した件について、該当が無かったと私に回答した、と20170905答弁書に書いてありますが、これは事実無根であることを私は準備書面で指摘しました。

このような場合、通常は被告側への心証が低下するはずですが、判決文には反映されていません。

##### (3)被告側関係者の罪

警視庁のこれらの露骨な不当性は法曹なら誰でも当然にわかるはずですから、被告側の弁護士4人は誠実義務と真実義務に違反しています。また、東京都知事は刑事訴訟法第239条違反です。

## 違法性のまとめ

### 要件① 権利または法律上保護される利益の存在

この裁判により全被告訴人らの犯行の発覚を求めたのに、不当な審理により妨害されました。

切迫した生命の危機や高度の事件性を無視したことは刑事訴訟法第239条2への違反です。

つまり事件性の隠蔽であり故意または過失による適正な手続を受ける権利の行使の妨害です。

これらは被害届2018の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。

日本では、告訴に基く適正な手続を受ける権利(日本国憲法第13条もしくは25条)の侵害です。

更に、生命に対する権利(日本国憲法第13条)と平等権(日本国憲法第14条)の侵害です。

これらより民法709条の一般不法行為に当たります。

要件② ①に対する被告の加害行為 既述の通りです。

要件③ ②についての故意または過失 少なくとも過失です。

要件④ 損害の発生および金額

**経済的被害(法益侵害)**は訴訟費用の約 15 万円です。

**精神的被害(法益侵害)**についは甚大です。

最後の拠り所であり公平であるべき裁判所が極めて不公平かつ不当な審理を行ったことにより、私の恐怖感や絶望感や孤立感は当然に深まりました。

**要件⑤ ②と④の因果関係**

脅迫や隠蔽としか説明がつかない審理により精神的被害を受けたという因果関係は明らかです。

**証拠方法** 証拠説明書 L に記載の全て

**附属書類** 証拠説明書 L のうち、甲 1～甲 4 号証、

本書と被害届 2018 と恣意性一覧表をセットで訴状とし、証拠説明書 L を含め、これらの副本一式

以上

令和 2 年 2 月 12 日

前橋地方裁判所民事第 2 部 御中

原告 今井豊

## L 準備書面(1)

本書は、被告の令和 2 年 1 月 17 日付け準備書面(1)に対し、包括的に反論するとともに、被告の白痴化答弁を打破すべく、焦点を絞ります。

### 第 1 被告の答弁は、公然たる侮辱(人格否定)であり、犯人隠避です

既堤出の具体的摘示を無視して、認否せずに否定のみであり、隠蔽の擬制自白です。言い換えると、不当な受付拒否ではないことの抗弁事実を示しておりません。

### 第 2 実質的に、手続妨害であり、司法権濫用による、司法拒絶です

#### 虚偽表示(公序良俗違反)無効

原判決は、「正当業務行為である限りは違法性の余地はないと判断するので例示された四つの判例に倣い原告の請求を棄却する。」と判示しています。

しかしながら当該事件は、後述の通り、正当業務行為ではなく、また、例示された四つの判例とはケースが違いますし、原判決は、原告の訴えの核心を、実質的に、根拠無く、無視しており、訴訟手続の違反や、憲法や法令の解釈の誤りや、経験則違反や論理則違反による、自由心証主義への違反、が多数有り、判決書としても不備なので、違法な判決であり、職責と状況に因る予見可能性に基く結果回避義務違反であり、著しい信義則(民法 1 条)違反であり、公然たる侮辱(個人の尊厳の蹂躪)であり、また、裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いずれも憲法 13 条)や、平等権(憲法 14 条)の侵害であり、職務上の過失または過失であり、不法行為であり、当たり前に、公序良俗(民法 90 条)違反なので無効です。

#### 1 判決に憲法の解釈の誤りや、その他憲法の違反が、多数有ります (民訴法 312 条 1 項)

後述の通り、原事件は脅迫であり、その意図は、威力によって真意を抑圧させることですから、必然的に、人格的生存ないし個人の尊厳(いずれも憲法 13 条)の侵害です。

これらの訴えを、警察が、根拠無く無視して来たことは、その職責(警察法 2 条など)に因る、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いずれも憲法 13 条)や、ひいては平等権(憲法 14 条)の侵害です。

このように、元々幾つもの人権侵害(憲法違反)や違反を含んだ被害、の隠蔽です。

#### 2 判決に理由不備が多数有ります (民訴法 312 条 2 項六号)

当たり前の違法性の数々を無視したことは、判定洩れとも、理由不備とも言えます。

違法性が無いから理由(合理的根拠)も要らないということにはなりません。

この論理則違反こそが、包囲網が一貫して行って来た、狂気の倒錯と言えます。

ですから訴訟ルール違反でもあり、また、例外的に理由を付した場合でも、確率的最大要素

を常に根拠無く無視しているので、極めて片手落ちであり、実質的に理由が有りません。  
これらは裁判所法第 49 条「理由の無い審理」ないし「重大な法令の適用ないし遵守の上の過誤」に当たります。

### 3 判決に経験則違反や論理則違反が多数有り、自由心証主義への違反です

#### 4 以下の通り、総じて訴訟ルール違反です

- ①私の訴えを無視していることは、裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害です
  - ②被告が根拠無く否認しているのに、擬制自白と判定しなかったこと
  - ③私の訴えが判決書に正確に記録されていないことは、裁判を受ける権利の侵害です
- 全 3 頁の判決の 2 行の事案の概要と 10 行の原告の主張では、事件性が全く伝わりません。

#### 5 法令の解釈の重大な誤りが多数有ります(裁判所法第 49 条違反)

これらは当り前に、信義則(民法 1 条)違反であり、公序良俗(民法 90 条)違反です。

## 第 3 いずれも正当業務行為ではありません

この判決も、当該事件の原因行為も、いずれも職務上の故意または過失なので、法律上保護された利益の侵害です(甲 5 号書証)。

この判決を総合すれば、こうした重大かつ多数の判定ミスが偶然に重なることは在り得ないことから、程度問題として、司法権濫用であり、公序良俗違反であり、不法行為です。

## 第 4 当該事件被告の判例は、ケースが異なるので失当です

まず、私の場合は完全無視されたケースですが、摘示の判例は違います。

次に、私は切実な生命の危機を訴えていましたが、摘示の判例は違います。

なお、脅迫殺人(A)事件や獵銃脅迫(B)事件などから、生命の危機と言えます。

## 第 5 当該事件の不法行為を擦り替えたことは、犯罪的です

「検査しなかったことではなく「無視したこと」であり、そもそも行為の段階が違います。  
この基礎事実の相違は、もろに判決を左右しましたが、当り前に、訴訟ルール違反であり、また、元々それが狙い(反射的利益にする為の工作)と思われます。

## 第 6 警察の、理由を告知しない不当な受付拒否は、当り前に、違法です

各告訴状の通り、埼玉県警や群馬県警も、根拠の無い、実質的無視を重ねております。

権力の濫用の予防という警察の各根拠の立法趣旨からも、被害の継続への予見性からも、理由も示さずに被害の訴えを無視することが許されないのは当り前です。

被害の訴え(脅迫の疑い)を、常に、合理的根拠無く無視していることは、常習的な、理由を告知しない受付拒否と言え、個人の生命、身体、財産の保護や、犯罪の予防など(警察法 2 条)の職責に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いざれも憲法 13 条)や、平等権(憲法 14 条)の侵害です。

これは、当り前の違法性を認めないことによって、職責に因る作為義務を葬っており、論理則違反を経験則違反に擦り代えているので、経験則違反による論理則違反と言えます。

しかし、違法性が無いから理由(合理的根拠)も要らないということにはなりません。  
この論理則違反こそが、包囲網が一貫して行って来た、狂気の倒錯と言えます。  
言い換えると、故意の観点からの検査の欠落に対する抗弁事実を、常に示しておりません。  
不合理な判断は、既述の他、刑訴法 189 や 239 条 2、犯罪検査規範第 4~5 条への違反です。  
告訴状の受理拒否は、犯罪検査規範第 63 条や刑事訴訟法第 242 条への違反です。  
これらは当り前に、信義則(民法 1 条)違反であり、公序良俗(民法 90 条)違反です。  
要するに、何故に、毎回常に、被害の訴えを根拠無く無視するのか?という相互関連性ないし類型的一貫性を総合すれば、当り前に、隠蔽です。

## 第 7 原判決の問題点の摘示

- 1 ★★★ 故意または過失を看過したこと(既述 第 2)
  - 2 ★★★ ケースが違う判例を適用したこと(既述 第 3) 訴訟ルール違反
  - 3 ★★★ 不法行為の内容を擦り替えたこと(既述 第 4) 訴訟ルール違反
- 4 ★ 九告訴状を無視したこと(判定洩れ・理由不備) 訴訟ルール違反

これらを俯瞰し全趣旨を斟酌すれば、相互関連性と加害類型の一貫性などから、警視庁が隠蔽した包囲網の実在が確信できたはずです。

- 5 ★★★ 以下の、当り前の違法性の数々を無視したこと(判定洩れ・理由不備)

違法性とは主に、人権侵犯性と反社会性です。 ★や●の数が多いほど違法です。  
これらは基礎事実であり、少なくとも主要事実であり、いずれも 99.00%以上の蓋然性です。

### 20090118 付け被害届について

(1) ★★★ 完全無視行為の、当り前の違法性を無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)  
理由を告知しない不当な受付拒否(犯罪検査規範 61、65 条違反)に当ります。  
権力の濫用の予防という警察の各職責(警察法や犯罪検査規範や刑事訴訟法など)の立法趣旨からも、被害の継続への予見性からも、警察が、理由も示さずに被害の訴えを無視することが、許されないのは当り前です。  
また、同様に無視すれば、誰でも被害届を出す意味が無くなることから、私への差別であることも自明であり、その証拠に、同様の事例は無いはずです。  
更には、この被害届が紛失ではないこと(取扱不備の抗弁事実)が示されていません。

反論●●● 「私から見ても要領を得ない」旨(判決書 2 頁)は、証拠隠滅です  
たとえもし仮に、本当に「要領を得ない物」だったとしても、規定された、訊き直しを怠ったことは過失であり、また、

(2) ★★★ 無視できない内容だったことを無視(論理則違反・判定洩れ・理由不備)  
特に、冒頭頁に明記した回答期限を無視したことは、著しい信義則違反です。  
この被害届の趣旨は、タクシー営業での不特定多数による不買運動の摘発でした(当該甲 1)。  
3 頁)日常的な顔パス(挙手した乗客の逃亡)は、単発でも極めて稀有な現象なのに、(5 頁)

私の出番日とタクシー会社の平均売上との運動現象も、これを裏付けており、総合すれば、(冒頭頁)肖像権の侵害に基づく営業妨害、「一億人の犯罪」としか説明が付かず、この現象データを押さえるだけで摘発できたはずです。

このデータこそは、包囲網にとってのアキレス腱であり、不都合な真実だったのです。

包囲網はやがて、この運動現象を解消する為に、引き籠り(夜の街に出歩かない)運動を展開しましたが、これが当時の首都圏の夜の街全体を直撃し、大恐慌に陥れました。

このことを示す経済指標はいくつもあると思いますが、少なくとも、首都圏の 20 万台の全タクシーの平均売上も、私の出番日と連動しておりました。

(3) ★★★私の出番日と会社の平均売上との運動を無視(論理則違反・判定洩れ・理由不備)

反論●●● 「仮にそうした事実があったとしても、直ちに犯罪行為があったことが窺われるものでないことは明らかである」(判決書 3 頁上)は、証拠隠滅です

これは被疑者不特定多数であることの言い換えに過ぎず、それは被害届の冒頭頁で明記済ですし、訴えた被害の実在は否定しようありませんから、否定する理由になりません。

この論理では、被疑者不特定多数の犯罪は、すべからく摘発不可能ですから、詭弁です。

それに、捜査の端緒は具体的な犯罪事実だけに限定されてはおりません。

(4) ★★★ 警視庁の害意を強く暗示することを無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)

既述のような自明の違法性に加え、既堤出の通り、無視できない内容でもあったことから、無視したことは二重に不審であり、警視庁の何らかの害意が、当たり前に、推定されます。

それなのに「古い話なので確認が取れない」では、明らかに事案解説責任の放棄です。

## 20090220 私の叔母の大田まり子の殺害について

既述のような恐慌状況で、夜の街の住人達からの私への逆恨みが昂じた結果、私の叔母の脅迫の為の殺人が起きたものと思われますが、これを、脅迫殺人とする理由は、

第一に、既述のような被害届を、警察が、完全に無視することは、その違法性があまりにも自明であるがゆえに、本来有り得ない選択なので、警視庁の何らかの害意を極めて強く暗示していること(恣意性 99. 999999%以上)

第二に、まさしくその被害届の回答期限日当日に、私の叔母が変死したこと(99. 80%以上)  
これにより、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように殺すぞ」という、上記の害意(無言の脅迫)の内容が暗示されたこと、また、2つとも極めて稀有な人為現象なので、偶然には重なり得ないことから、被害届との因果関係による殺人と、警視庁の関与が、当たり前に、推定されます。(恣意性 99. 999999%以上)

同様の状況設定のドラマや小説も多いので、誰でも経験則として、そう感じるはずです。

(1) ★★★私への脅迫の為の殺人を無視(経験則違反による論理則違反・判定洩れ・理由不備)

(2) ★★★撲滅事故の不審の数々を無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)

なおこれらは主に、前橋地裁 H30 ワ 413 慰謝料請求事件で判明したことではあります、当該事件の事案解説を進めれば判明したことです。

A 現場の手前が、飛び切り見通しの良い、長い直線であること(A-甲 11)(99. 99%以上)

叔母の姿が、視界の中央部に入り続けていたはずなので、見落とすことなど在り得ません。

B 巻き込みでもないのに、死亡に至っていること(90.00%以上) 直角の左折直後です

C 司法解剖が実施された経緯が不審であること(90.00%以上)

大田まり子の妹で、公判にも出席した、私の叔母の廣橋絹代の話では、検察官が遺族に司法解剖の許可を求めるに際し、「他殺か病死の可能性も在るので、解剖させてほしい」と言ったそうです(A-甲 12 反証書)。

つまり、その時点では、交通事故だとする直接的証拠は無かったと思われます。

これは、埼玉県警の「交通事故の死因を特定する為」との答弁と大きく喰い違っています。

埼玉県警は、通夜で私(有名人)の姿を認めて初めて、大田まり子が私の親戚であることに気付き、そこから隠蔽に転換した疑いが在ります。

D 決め手のはずの映像を、公判の証拠にしていない不審(99.00%以上) 隠蔽

殺人を示す決定的な映像をしているものと思われます。

E 轢逃げ事故として当り前の物証の存否が不明(90.00%以上)

外傷が頭部だけで、胴体部や自転車が無傷だったのは、轢逃げ事故として極めて不審です。

真犯人が、側道上で撲殺した疑いが在ります。

・本当に交通事故か?  ・叔母を側道まで運んだのは事実か?  ・雇われ犯ではないのか?

F 轢逃げ犯の行動の必然性の有無(99.00%以上)

・待ち伏せの疑い 叔母の自宅または現場付近での不審な停止状態は無いか?

・この時間帯に、この交差点で、左折する必要は在ったか?

・事故車両の運行記録(タコメーターなど)とは、辻褄が合うか?

G 故意ではないとする証拠の存否が不明(99.00%以上)

・ブレーキ痕の位置は?  ・衝突時のスピードは?  ・ブレーキのタイミングは適切か?

H この事故のその他の事件性(90.00%以上)

・金曜の朝の副都心の 17 号上の交差点で、目撃者が出ない不審 共謀による迂回の疑い

I 轢逃げ事故の公判(A-甲 10)の不審 故意の疑いを一切無視(99.9999999%以上)

在り得ないことであり、刑事司法三機関の共謀による隠蔽と断定できます。

**★★★警視庁サワダが 2 つの要請を無視したことを無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)**

2 つの要請とは、包囲網の摘発と脅迫殺人の真相究明です。

私が、当たり前に、警視庁に抗議すべき立場に在ったことは、誰でもわかるはずです。

これだけでも、当たり前に、巨大不祥事であり、人権侵害であり、少なくとも、公務員職権濫用罪、犯人隠避罪、証拠隠滅罪が疑われます。

私は、サワダの風貌を記憶しているので、当時の名簿からでも人物を特定できます。

さらには、他の不法行為も一貫した無視ですから、遡って推測できると思います。

また一般人は虚偽告訴罪を背負ってまで嘘は吐かないので、信じない合理性は在りません。

それなのに「古い話なので確認が取れない」では、明らかに事案解説責任の放棄です。

**★★ 20160606 内容証明を無視したことを無視(論理則違反・判定洩れ・理由不備)**

反論●●● 「要領を得ないものでいかなる犯罪行為を指摘するものか定かでない」旨(判

### 決書 2 頁)は、証拠隠滅です

「警視庁に送った 20090118 付け被害届が完全に無視され、その回答期限日当日に、私の叔母が変死したことから、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように殺すぞ」との脅迫殺人に相違無く、東村山署でサワダに、その真相究明を求めたのに無視された」と簡潔に書いて有りますが、これは、殺人罪と脅迫罪以外には解釈できません。

「要領を得ない」とか「判然としない」とかを、具体的に摘示する必要が有ります。  
加えて、内容証明が紛失ではないこと(取扱不備の抗弁事実)が示されていません。

### ★★ サトウの著しい信義則違反を無視したこと(経験則違反・判定洩れ・理由不備)

証拠一覧表の甲 13の立証趣旨欄には「原告は監察室と指定したのですが現在組織として存在せず、それに代わる部署として取次がれている点に注目願います。」と書いてありました。

「監察室には取次ぐ窓口が無い」や、サワダへの脅迫殺人の真相究明の要請を隠蔽したことが「犯罪にはならない」は、虚偽であり、著しい信義則違反であり、差別であり、不当な受付拒否であり、内部牽制の放棄であり、警察法 2 条や刑事訴訟法 239 条 2 への違反です。

また、反訳書にしなければ証拠にならないのであれば、それを告知すべきです。

### ★★所属のタクシー会社の二度の死亡事故を無視(経験則違反・判定洩れ・理由不備)

創業以来 60 年以上、死亡事故が皆無だった会社に、全く同じ形の死亡事故が 1 年以内に連続するのは、偶然では在り得ません。

既提出の通り、これらも夜の街の恐慌との関連による、神風特攻に相違ありません。

### ★★★包囲網の実在を無視(経験則違反による論理則違反・判定洩れ・理由不備)

訴状に9 告訴状を添付した目的と、各事件が何故に私に集中しているのか?という、相互関連性や類型的一貫性を総合すれば、包囲網の実在は明らかです。

## 第 8 法令の摘示

### 犯罪捜査規範(被害届の受理) 第 61 条

警察官は、犯罪による被害の届出をする者があつたときは、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない。

同 第 65 条 書面による告訴または告発を受けた場合においても、その趣旨が不明であるときは本人の意思に適合しないと認められるときは、本人から補充の書面を差し出させ、またはその供述を求めて参考人供述調書(補充調書)を作成しなければならない。

## 第 9 証拠の追加 甲 5 号書証と証拠説明書を追加します

## 第 10 当り前の事案解説を、裁判所に要請します

被告が因縁付けにより認否を示さず、理由無しに否認だけしていることを判定願います。

これは全て、既提出の書面上で確認できます。

以上

前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第358号 慰謝料請求事件 証拠説明書(証拠申出書) L 20180925

番号と分類	標目	媒体等	立 証 趣 旨
甲1 (前橋地裁)	前橋地方裁判所沼田支 部平成29年(ワ)第2 6号 慰謝料請求事件 訴状(2017.6.21に同支 部にて提出)	プリント原 本 作成者:原告	<p>立証すべきは訴状L全体であり、私が一貫して無視されてきたことと生命の危機を訴えていたことです。この裁判での私の主張の要旨</p> <p>第2 請求の原因 詳細は添付の告訴状の通りです。原告は今日まで延べ9年以上に亘り警視庁から被害の届出を無視され続けております。</p> <p>要するに「人でなし」もしくは「テロリスト」として扱われてきております。これら一連の不作為対応は基本的人権である平等権と生存権の侵害に当ると思います。</p> <p>警視庁は以下のように今日まで三度にわたり、私の訴えを無視しました。</p> <p>一度目の被害届(巨大なネット包囲網の摘発)については冒頭頁で書面による回答を求めました。</p> <p>二度目の管轄の警察署でのサワダ面会については脅迫殺人の捜査を要請しました。三度目の内容証明郵便についても、脅迫殺人の捜査を要請しました。</p> <p>捜査機関が被害の訴えを無視すればどうなるかは自明であり、これらは主に生命と差別の観点から日本国憲法の生存権と平等権の侵害にあたります。</p> <p>訴状の一部として提出した告訴状9通は、警視庁が包囲網の摘発を怠った結果として派生した事件です。</p> <p>これらを見れば、結果的に見ても警視庁に過失があったことは明らかですから、今回の請求の主旨は、その結果責任として精神的被害に対する損害賠償を求めるもの</p> <p>です。</p> <p>三県警が一貫して同様の対応をしていることから、よって日本国憲法17条及び国家賠償法1条1項より被告に対して慰謝料を請求します。</p> <p>★なお、本書の他に告訴状8通も訴状の一部として添付しましたが、なにぶん大量につき本欄での記載を省略します。</p>
甲2 (警視庁) (前橋地裁)	前橋地方裁判所沼田支 部平成29年(ワ)第2 6号 H29.9.5答弁書	コピー 作成者:東京 都	<p>立証すべきは、被告側の答弁内容です。警視庁の事実認否に注目願います。①被害届とサワダ面会については「その余は不知」つまり否認です。</p> <p>②内容証明郵便は20160610に東村山署にて「要求の趣旨が判然とせず、何らかの犯罪があったとも認められないと判断し、結了とした」とのこと。</p> <p>なお、「20170501架電照会について調べたのち該当無と回答した」と書かれていますがこれは虚偽であり、事実無根です。</p>
甲3 (前橋地裁)	前橋地方裁判所沼田支 部平成29年(ワ)第2 6号 慰謝料請求事件 H29.10.24準備書面	プリント原 本 作成者:原告	<p>立証すべきは訴状L全体であり、私が一貫して無視されてきたことと生命の危機を訴えていたことです。</p> <p>1頁 原告が2009.1.18付被害届において摘発を求めたネット包囲網を警視庁は被害届を無視することにより隠蔽し包囲網の人々を匿しました。今回告訴状として説明する件は全て包囲網が起こした派生事件と言えます。</p> <p>警視庁にはその全ての派生事件に結果責任があり、今回の請求の主旨はその結果責任を問うものであります。</p> <p>3頁「そもそも公僕の分際で、正当なる納税者の書面による回答要求を無視するとは何事でしょうか?」</p> <p>4頁『三つ目に重要なのは、データ以外にも治安を預かる機関として看過できるはずのない危険行為が次のようにいくつも書かれていることです。</p> <p>この状態で事件性無しとして結了できるはずもなく、何ゆえに原告本人に聞き直す等の連絡を怠ったのかが問題です。事件性の認識が異常であり犯罪捜査規範への違背と言えます。』</p> <p>5頁「叔母の死の真相は誰かによる告訴人への脅迫の為の殺人に相違なく、その意図は「被害届によって包囲網を暴こうとすれば叔母のように殺すよ」であり告訴人の生命に対し害を加える旨の無言の脅迫です。」</p> <p>6頁「警視庁は殺人を示唆する脅迫被害の訴えを無視して放置し故意にその状態を継続させており、告訴人の生命に対し害を加える旨の無言の脅迫に相違なく、その意図は「叔母の死の真相や包囲網を暴こうとすれば叔母のように殺すよ」だと思います。」</p> <p>6頁「警察の職責とは不作為であることだけで脅迫罪を構成するほどの強い作為義務を有する数少ないものであると認識しております。</p> <p>しかしこの作為義務の強さは被害の届け出内容の切実度に依存するとも考えられます。</p> <p>本件は殺人を示唆する脅迫被害の訴えですから、当然に最も強く作為義務が求められるケースであり生命の危機に直結します」</p> <p>7頁「最後に警視庁の情状について申し上げます。原告の三つの届出・主張・要求に対し、書面によるものは内容の無効性を主張することにより否認し、口頭によるものは往訪事実そのものから否認するという、捜査機関としてあるまじき、なりふり構わぬ隠蔽を図っております。」</p>
甲4 (警視庁) (前橋地裁)	前橋地方裁判所沼田支 部平成29年(ワ)第2 6号 慰謝料請求事件 H29.12.12判決書	コピー 作成者:吉田 達二	<p>立証すべきは訴状L全体であり、この判決と審理過程がいかに私の主張を無視した不当なものであるかということです。</p> <p>原告の主張は、以下のA~Cについて、いずれも捜査しなかったことが不法行為に当るとのこと。</p> <p>A 20090118被害届の提出・・・・「古い話なので確認が取れない。但し私が見ても要領を得ないもの」</p> <p>B 20090303サワダ面会による脅迫殺人の訴え・・・・「古い話なので確認が取れない」</p> <p>C 2016.6.6内容証明・・・・事実有。但し「要領を得ないものでいかなる犯罪行為を指摘するものか定かでない」</p> <p>そもそも捜査は公益優先で行われるものであり、その恩恵は反射的利益にすぎないので、捜査しなかったこと自体をもってただちに法律上保護された利益の侵害すなわち違法と言えるものではない。</p> <p>したがって当裁判所としては、正当業務行為である限りは違法性の余地はないと判断するので四つの判例に倣い原告の請求を棄却する。</p>

# 訴状

2017.6.21

前橋地方裁判所沼田支部 御中

## 原告

氏名 今井 豊

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

電話 携帯 090-3087-1577

## 被告

警視総監

住所(送達場所) 〒100-8929 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-1 警視庁

電話 03-3581-4321

慰謝料請求事件

請求金額 3,000 万円

ちょう用印紙額 11 万円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し 3,000 万円を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする

## 第2 請求の原因

### 始めに

詳細は添付の告訴状の通りです。

原告は今まで延べ9年以上に亘り警視庁から被害の届出を無視され続けております。要するに「人でなし」もしくは「テロリスト」として扱われてきております。これら一連の不作為対応は基本的人権である平等権と生存権の侵害に当ると思います。よって日本国憲法17条及び国家賠償法1条1項より被告に対して慰謝料を請求します。本件は原告にとって「人権の例外の是非」と「法治国家の実在」を世に問うものです。

## 生存権(日本国憲法第25条)の侵害について

原告は2009.1.19に被害届を練馬郵便局より霞ヶ関へ警視総監宛書留にて郵送しました(甲1、甲2)。

この被害届は翌日2009.1.20に霞ヶ関の警視庁本部に配達されました(甲3)。

2009.2.20 一切の連絡無く無回答のままに一ヵ月後の回答期限日が到来しました。

なおこの被害届の内容は広範なネット犯罪による各被害の届出でありその包囲網の摘発依頼でした。

回答期限日当日2009.2.20朝に叔母がさいたま市で変死していることがわかりました。(それから一月あまり経って轢逃げ犯が逮捕されました)

状況的に見てこの轢逃げは偽装であり、実態は被害届の内容の隠蔽と包囲網の摘発阻止を狙った私への脅迫の為の殺人に違いないと思います。

この事故には後述の通り数多くの不審点があります。

叔母の死直後(2009.2.25頃)原告は恐怖に怯えつつも警視庁本部の指名に基き東村山署へサワダ氏を訪ねました。

すると自分が担当とは心外だし被害届の消息も知らない、ましてや内容も全く知らないとのこと。

人を馬鹿にするにもほどがありますが、やむなく被害届の内容を説明し直し、脅迫殺人に違いないので捜査し直してほしいと要請しました。

つまり事件性を強調しました。

現地と連絡を取ってみるとの返事でしたがその後またしても何の連絡もありません。

いくら忙しくても内容の重大さを考えれば被害者に何も報告なしというのはありえないと思います。

この東村山署訪問と同じ頃、関係各機関に電子メールで脅迫殺人を告発するも全く反応はありませんでした。

宛先は警察庁、人権相談所、四大新聞社、新潮社、春秋社などでした。

2009.3頃 東京都公安委員会に一式を簡易書留にて送付するも反応無し。

2016.6.6 一連の事件の概要と捜査を要求する旨の内容証明便を関係6機関に送付(甲4)  
宛先は内閣官房長官、法務大臣、検察庁長官、警視総監、埼玉県警本部長、群馬県警本部長でしたが反応があったのは検察庁のみでした。

これが告訴状のつもりであるなら作り直して再送付しろ、と。

2017.5.警視庁・東村山署に電話しサワダ氏への届出の記録について照会したところ、「時間がかかりそうです」とのこと。

同日 2017.5.浦和西署に電話し叔母の件を照会するも、「その件は事故として処理済みです」との折り返し即答有。

いつ何時ふいに殺されるかもしれないし、それが警察官かもしれない、という状況はまさに絶望的であり実質的な死刑執行宣言でした。

しかも後の群馬でも殺人を示唆するいくつかの脅迫事件を放置しその状態を継続させるという行為を繰り返しており同質性が感じられるがゆえに故意による脅迫と判断します。

群馬での事件とは主に猟銃脅迫事件と郵便局員侵入脅迫事件です。

このことは本来取り締まるべき機関がその職責を放棄したばかりか、その職責と威力を最大限に発揮し故意に極めつけの加害を行ってきたことを意味すると思います。

告訴人としては絶句するばかりですが、これは特に賠償責任の判断に大きく影響するポイントだと思います。

まさに「死にまさる恐怖」という表現がぴったりの状況であり、これを敢えて金額に換算するのであれば、当時の年齢の一般的な命の価値と等価になると思います。

また当然ながら原告はその後極度の人間不信となり鬱状態に陥り多大の精神的損害を受けました。

なお、「露骨な脅迫行動を堂々と繰り返してみせる」というたいへん高圧的な特徴は包囲網の威力の誇示の手法として伝統的で今日まで一貫しております。

「お前の訴えなど威力で握りつぶしてみせる」ということだと思います。

なおこうした脅迫行動の事例は先の被害届にも既にたくさん記述されており、今でも近隣住民の行動として日常的に見られます。

例えば近隣に犬の鳴き声について苦情を言ったところ、過去の警察仲介による取り決めすら堂々と破って更にエスカレートするなど、もはやまともな人間関係ではありません。それらが包囲網としての脅迫行動であることを如実に示していると思います。

## 平等権(日本国憲法第14条)の侵害について

警察がその職責に反し被害の届出を無視し続けることについての異常性や違法性について異論は無いと思います。

原告と同じ対応をされれば誰も警察を利用できなくなることは明らかでありますから同時にこちらも成立すると思います。

警察の職責認識の根拠としては、警察法第二条、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則、犯罪捜査規範などです。

## 包囲網とは

警察組織も包囲網の一翼として行動したに過ぎないと思います。

被害届でこの包囲網による被害を届出、その摘発を求めたところですが、未だに一切を隠蔽され続けております。

2009.1.18 付被害届提出以降、全て本件の派生事件と思われる多数の事件が起きておりますが、各県警により一切を隠蔽されております。

告訴人にとっては元凶である包囲網を摘発しないと根本解決にならないと思います。

包囲網とは、一言で言えば「据膳喰わぬは男の恥」が累積した結果、女達がかつてに組織したネット犯罪網のことです。

もう10年にもなりますが、被疑者は国民の大半と思われます。

実例は弁論の中でご紹介しますが、この包囲網は極めて強大でありまして、その点から推測すると、私は慣習法上の巨大な犯罪者なのかもしれません。

一旦形成されてしまった以上、包囲網が摘発されても根本解決しない恐れもあります。

しかし現状打破の可能性を求めて現行法に訴えるしか方法がないのです。

原告は「多勢に無勢」こそが看過できない無条件の絶対悪だと思います。

私は今から15年ほど前に住友信託銀行を中途退職しました。

その原因となったのが社内の包囲網です

それについて退職後間もなく会社に調停を申し入れた経緯があり、金額面で折り合わず不成立に終わっております。

現在の包囲網の始まりには住友信託銀行の人間が関与していると確信します。

民主主義を支えている多数決の論理に立つならば、私が圧倒的な敗者である状況は経験的に承知しておりますし、包囲網の皆様の並々ならぬ覚悟もよくわかっておりま。

包囲網の皆様が「我々の文化を壊してくれるな!」と無言で訴えているのは痛いほどわかつております。

しかし罪も無い人の命まで奪っておいて何が文化でしょうか?

本件の本質は発達したネット社会において、まだ実定法化していない強固な慣習法の存在とどう折り合いを付けるか、ということだと思います。

民事訴訟というか実定法の枠組を大きく超える問題であるこも承知しております。

原告の真意としては、とにかく一刻も早く日々の被害を食い止める為に包囲網の摘発と被疑者の確定を最優先で進めていただきたいと思っています。

原告の罪も含め、誰にどのような罪を問うべきかはそれからゆっくりと皆さんで決めたらよいと思います。

証拠の取れない話をいくら並べてもしかたがないのですが、包囲網の脅威をリアルに感じていただくために二つほど書いておきます。

## 24H 常時監視

例えば就寝中にふと目を覚ますと、「あっ、起きたよ」とか、すかさず「陰口」が聞こえてきます。

仕組みは不明ですが、意識の有無レベルで把握されているのがわかります。

これはもう被害届より前からかもしれません。

## 入力中の文書もリアルタイムで読み取り

例えば警視庁宛の告訴状作成中に轢逃げ犯人の氏名を入力したとたんに「何で名前知ってるの!?!?」という陰口が聞こえてきたのです。

まだセーブボタンすら押していませんでしたので、叩いているキーボードから入力されている文字を再現し読み取る最新技術があるようです。

ハッカー機能の一種と思われますが、これには驚き呆れました。

こちらはいつごろからかわかりません。

## 包囲網の実在を示す状況証拠など

①今まで関わったほぼ全ての機関、とりわけ警察、人権擁護機関、自治体、弁護士といった「作為義務を有する機関」が足並みを揃えて不作為で繰り返していることです。

逃げ回っていると言えば受身のような印象を受けますが、各機関が足並みを揃えて同様の対応を繰り返すという点で包囲網の威力による脅迫の特徴を備えています。

不作為とは具体的には、①書いてあることを何度も聞き直すなど、既提出物に目を通そうとしないこと、言い換えると届出内容を理解しようとしないことです。

②それから職責上当然求められる助言や案内を全くしないことです。

③更には自らの職責を認識しようとしないことです。

④また、根拠無く他機関へ誘導するなど責任転嫁を図り、転送後の結果責任も全く負おうとしないことです。

私はこれらの対応を総称して故意による白痴化対応と呼んでおりますが、

告訴人に手振りを与えず堂々巡りさせ時間を浪費させる為の通せんぼ作戦と言えると思います。

例えばみなみ町からは人権擁護委員の紹介がありませんでした。

例えば人権相談所は「侵犯事実の確認のステップが省略できるのか?」との告訴人の指摘に対して「ここは捜査機関ではない」と執拗に繰り返し、あげく県の広報課へ誘導しました。

これは根拠のない転送でありその結果責任も負わない無責任な誘導だと思います。

どの機関の件も人権侵害と刑事事件の両面を備えておりますが冗長となるのを避けるため告訴状のうち代表的な物のみを添付します。

全ての元凶は包囲網であり原因は全てその迫害行為であると言う点で共通です。

つまり全機関が包囲網の一員として摘発阻止の為に行動しているということです。

なおこれらの告訴状は全て沼田署に提出済みですがその後全く捜査の進展が感じられません。

或いは一つも受理したことになっていないかもしません。

予想はしていたことですが、警察組織はとっくに毒皿状態のようで最後の最後まで改める気は無いようです。

それならば大元すなわち本件を叩くしかありません。

全ては警視庁が包囲網の摘発を拒否したことにより派生した事件と言えます。

**②この4月に郵便局員による住居侵入脅迫事件とその模倣事件が立て続けに発生**

それぞれ告訴状がありますのでご覧下さい。

**③告訴人のネットショップで明らかに異常な注文が最近続発**

ここ三ヶ月以内でいずれも代引決済かつ多額かつ初取引という特徴があり4件続いており、最初の一件には実際に受取拒否されております。

これらは出現確率として明らかに異常な注文であり、統計的に見て有意と思われます。しかも二件目以後はいずれも決済方法変更を打診したところ返事が無くなるという経過で共通しており、初めから購入意思が無いことは明らかで極めて不審です。

原告の店を狙い撃ちした営業妨害と思われます。

こちらも告訴状がありますのでご覧下さい。

**④ありえない異音の録音やビデオが多数存在**

詳しくは音の洪水(異音・怪音の内訳一覧表)をご覧下さい。

また今井孝尚家への苦情申出書をご覧下さい。

電子的な器具や大掛りな音響装置によると思われる音などなど、ここ三年ほどの間に生活音にはありえない音が身の回りでたくさん起きています。

治安上これらを放置して置けないはずですが、何度も届出しても警察はとりあいません。

**⑤農産物の出荷について価格操作と思われる異常なデータがいくつか見られること**

詳しくは20170116農協宛協力依頼書をご覧下さい。

これらの現象はいずれ公正取引委員会に諮問するつもりです。

また原告の出荷作物の相場はいずれもここ三年間低迷を続けております。

大雑把に言って従来の半値程度で推移しており、包囲網による営業妨害圧力の凄まじさを示していると思います。

**⑥隠蔽されている被害届の中に今なお有効と思われる数値データが存在すること**

原告の出番日に合わせて東京の全タクシーの平均売上が日々激しく変動した事実から、原告の出番日と平均売上高が完全相関であることは統計的に明らかだと思います。

特に東京無線グループの平均と国産自動車交通との平均の三者比較が有効です。

私の出番日と重なるのを恐れて他の運転手が我先に出番日変更するケースが相次ぎ、タクシー各社は大慌てし一時社会問題化しかけました。

更にこれがその後の東京川問題、つまり引きこもり運動の引き鉄となり首都圏の夜の街は大打撃を受けました。

これにより告訴人への逆恨みが一氣につのったのは想像に難くありません。

## 事実経過

①告訴人が 2009.1.18 付「被害届」を警視総監宛書留便にて翌日 2009.1.19 午前に練馬郵便局より霞ヶ関の警視庁本部の住所へ郵送

その「被害届」の冒頭には「本件への対応方針について一ヶ月以内に書面にてご回答ください」と回答期限を明記していました。

その「被害届」の内容は、既に国民的規模と思われる広範なネット包囲網による各種の被害の実態を訴えており、包囲網の摘発を求めるものでした。

②2009.2.20 全くの無回答のままが到来

③2009.2.20 回答期限日当日 与野市の叔母が変死していることが判明

④叔母の死直後(2009.2.25 頃)東村山署・サワダ氏を訪ね脅迫殺人の旨を強調

警視庁・本部の指名に基き東村山署へ訪ねました。

すると自分が担当とは心外、またその被害届の消息も知らない、ましてや内容も全く知らないとのこと。

やむなく一から説明し直し、あわせて叔母の変死が脅迫殺人であることを力説しました。この時点で事件性を指摘。

⑤現地と連絡を取ってみるとの返事でしたがその後またしても何の連絡もなし。

サワダ氏はその服装や口調から考えてまず間違いなく刑事です。

もし万が一警察がこの訪問の事実を否認し隠蔽を図ろうとも、なにしろ三時間も対面した方ですので直接会えば彼を特定できますし当時の職員名簿を見ても一目でわかります。

⑥東村山署往訪前後 関係各機関にメールで告発するも反応無し(記録無し)

警察庁、人権相談所、各新聞社、新潮社、春秋社など

⑦2009.3.13 伊勢崎友信が轢逃げ犯として逮捕される

⑧2009.3 頃 東京都公安委員会に簡易書留にて送付するも反応無し(記録無し)

⑨2016.6.6 一連の概要と捜査を要求する旨の内容証明便を関係 6 機関に送付  
内閣官房長官、法務大臣、検察庁長官、警視総監、埼玉県警本部長、群馬県警本部長

## 証拠方法

- 1 甲 1 号証 20090118 被害届
- 2 甲 2 号証 練馬郵便局 書留・配達記録 郵便物等受領証(お客様控) 2009.1.19
- 3 甲 3 号証 郵便物等配達証明書 21.1.20 銀座支店 107-36-35304-0
- 4 甲 4 号証 2016.6.06 内容証明郵便

## 附属書類

- 1 訴状副本 1 通

平成29年(ワ)第26号 慰謝料請求事件

原告 今井 豊

被告 東京都

## 準備書面

平成29年10月24日

前橋地方裁判所沼田支部 御中

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 今井 豊  
電話 携帯 090-3087-1577

住所(送達場所) 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都総務局総務部法務課  
電話 03-5388-2519  
FAX 03-5388-1262

### 請求の原因

警視庁による一連の不法行為について、日本国憲法17条及び国家賠償法1条1項より  
被告に対して慰謝料を請求します。

被告を東京都とした根拠は徴税機関としての他の行政機関である警視庁への監督責任  
にあると認識しております。

国家賠償法においては各県警には各都道府県が対応する関係と認識しております。

原告が2009.1.18付被害届において摘発を求めたネット包囲網を警視庁は被害届を無視  
することにより隠蔽し包囲網の人々を隠匿しました。

その結果、当然ながら経済的にも精神的にも被害(法益侵害)は拡大し続けました。

今回告訴状として説明する件は全て包囲網が起こした派生事件と言えます。

なお今回説明しない告訴状も他に多数あります。

警視庁にはその全ての派生事件に結果責任があり、今回の請求の主旨はその結果責任を  
問うものであります。

なお各告訴状に示した関係機関や個人の足並みを揃えた異常な対応に加え、先の被害届  
そのものが包囲網の存在をうかがわせる状況証拠です。

包囲網の存在に関しては、蓋然性として総合的にご判断下さい。

その**損害状況**について簡単にご説明します。

**経済的被害(法益侵害)**についてはあくまで概算ですがタクシー時代に少なくとも 1000 万円、就農後 300 万円、計 1300 万円に上ると思われます。

これは当然ながら、うべかりし利益、つまり被害なかりせばの利益をどう見積もるかによって大きく変わってきます。

**精神的被害(法益侵害)**については極めて甚大です。

少なくとも叔母の脅迫殺人と猟銃脅迫の二つの殺人を示唆する脅迫の脅威に今なお晒されていることはいうまでもありません。

## 答弁書に対する反論

(1) 2 答弁書 2 ページ「第3 本件の事実関係 1 平成28年6月の取扱いについて・・・・東村山署員は、回付された文書の内容からでは原告の要求の趣旨が判然とせず、何らかの犯罪があったとも認められないと判断し、取扱いを結了とした。」との記述について、

一般論として、法律行為であり無視しにくいことに内容証明の意味があります。

内容証明には字数制限があるので告訴状のように詳しくは書いておりませんが、叔母の氏名を検索することにより事故の概要は瞬時に検索できるはずであり、書かれた回答期限との関係から被害届との関連で脅迫殺人が主張されていることは一目瞭然です。

脅迫の動機には触れていませんが、この状態で事件性無しとして結了できるはずもなく、少なくとも「要求の趣旨が判然とせず」であったのなら、何ゆえ原告本人に聞き直す等の連絡を怠ったのかがここでも問題となります。

つまり何ゆえ犯罪捜査規範（書面による告訴および告発）第六十五条に規定されている通りの取扱いとしなかったか、ということです。

事件性の認識と合わせて二重の意味で犯罪捜査規範への違背と言えます。

(2) 答弁書 3 ページ「第3 本件の事実関係 2 平成28年6月の取扱いについて

(2)・・・原告に対して、その旨を回答した。」との記述がありますが、真っ赤な嘘です。そのような事実はありません。

警視庁はこの答弁書に至るまでは一貫して無視すなわち不作為です。

(3) 答弁書 3 ページの記載「第4 被告の主張・・・被害者は、捜査機関による捜査が適正を欠くことを理由として、国賠法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできない」との指摘について、そうではなく端的に言えば、結果責任を問うています。

警視庁・埼玉県警の脅迫殺人の件と群馬県警の猟銃発砲脅迫の件のいずれにも共通することですが、故意に犯罪捜査規範に違背することにより事件性を隠蔽し、原告が脅迫を感じて当然の状況下に放置し、その状態を継続させたことが問題なのです。

さらには真犯人や包囲網の摘発を妨害したことが問題なのです(捜査待ち)。

つまり精神的法益侵害の賠償責任の問題としては真実そのものではなく、原告の認識こそが重要と考えます。

(4) 「第4 被告の主張・・・犯罪の捜査は、国家および社会の秩序維持という公益を図るために行なわれるべきものであって、・・・」という部分の趣旨がわかりません。原告の利益である包囲網の摘発と公益は矛盾しないと思いますが、それが利害対立すると言いたいのですか?

その場合の公益とは具体的にどんなものですか?

基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする方々にお尋ねします。

素人的にはよくわからないのですが、平時において常に公益が基本的人権に優先するようなことがありますか?

## I 2009.1.18 付被害届について

### 被害届は有効

#### 内容面

まず、具体的犯罪事実の記載が無いという指摘について

正直なところ、被害内容さえ充分説明すれば、あとは警察が職責として捜査で確定してくれるものと思っていました。

従ってそもそも具体的犯罪事実の記述が必要だととの認識がありませんでした。

ですから包囲網の摘発要請自体も言葉として書いてはおりません。

しかしこれはごく一般的な捉え方であり必ずしも誤りではないと思います。

かの被害届はネット犯罪が推定される状況証拠の塊です。

しかし少なくとも次の指摘部分は**営業妨害**、従って威力業務妨害または脅迫罪の事実を示している具体的犯罪事実と言えるのではないかと思います。

少なくとも捜査すれば日は特定できます。

・4ページ会社の日別平均売上が原告の出番日に合わせて変動した事実

・9ページH20.12.1、H20.12.29の台場フジテレビでのS待機登録車の待ち行列凍結現象

・10ページ異常に低い実車率

要するに統計的に明らかに有意であり、これらの指摘データを確定させるだけで証拠力充分であり蓋然性が極めて高いので包囲網の存在を認めざるを得ないはずだ、ということです。

次に、そもそも具体的犯罪事実の告知だけが捜査の端緒ではないということです。

対応方針を求め、それに回答期限を設けた理由は、被疑者を特定してからの対応の段階で一県警の手に余るので躊躇せざるを得ないだろうと予想したからであり、それゆえ回

答ではなく対応方針を求めておりました。

そもそも公僕の分際で、正当なる納税者の書面による回答要求を無視するとは何事でしょうか？

三つ目に重要なのは、データ以外にも治安を預かる機関として看過できるはずのない危険行為が次のようにいくつも書かれていることです。

- ・ 3 ページ逆乗車拒否の記述(脅迫・営業妨害?または事故誘発?)
- ・ 12 ページ高速道路の合流時の妨害(脅迫・殺人未遂・危険運転)
- ・ 12 ページ幹線道路への合流時の後続車の追い越し(脅迫・危険運転)
- ・ 13 ページ発進しようとすると鼻先に飛び込んでくる他の車両(脅迫・・危険運転)
- ・ 13 ページ即右折(脅迫・・危険運転)
- ・ 15 ページ通勤途上で車両がわざと行く手を塞ぐ(脅迫・危険運転)
- ・ 16 ページ対向車の幅寄せ(脅迫・・危険運転)
- ・ 19 ページ強引な右折(脅迫・・危険運転)
- ・ 20 ページ自宅不法侵入(脅迫・留守宅住居侵入)

この状態で事件性無しとして結了できるはずもなく、何ゆえに原告本人に聞き直す等の連絡を怠ったのかが問題です。

事件性の認識が異常であり犯罪捜査規範への違背と言えます。

つまり故意に理解しないことにより被害届の隠蔽を図りました。

被告の被害届の記述内容に対する今回の指摘もその発想の延長上にあります。

## 形式面

警視庁の主張は意思表示として無効

意思表示していない以上、何の効力も生じようがありません。

警視庁の不作為の理由は今回の答弁書の中で初めて明かされたものであり、原告に対してはそれまで8年半もの間、完全無視すなわち不作為がありました。

**II ④2009.3.3 午後、東村山署にてサワダ氏と面談し、被害届の内容を説明し直し包囲網の摘発と叔母の脅迫殺人の捜査を要請したことについて**

これは基本的に主張の信憑性で判断していただくしかありませんが、当日の録音が存在する可能性がありますので次回公判で結果をご報告します。

私は彼を特定することができます。このことは有力な状況証拠だと思います。

私服で中肉中背の顔色の悪い方でした。なによりもその声をはっきりと覚えていました。

その他に次のような記録が残っているはずであり、無ければ記録の改竄です。

- ・ サワダは偽名ではないのか?
- ・ 警視庁本部からサワダ氏を指名された時の電話記録
- ・ 東村山署・サワダ氏に往訪日時を予約した電話記録

- ・東村山署の往訪記録簿
- ・東村山署の犯罪事件受理記録簿
- ・サワダ氏の当日の職務日誌等
- ・東村山署の入退館者チェック映像記録

二階?の普段は使われていない、だだっ広い応接室のような部屋でした。

とにかく二人で階段を昇り降りしました。

その部屋の隅っこは埃だらけだったような気がします。

面談は午後二時から五時くらいまでだったと思います。

叔母は年賀状から特定されたに違いないと話したところ、「そういうこともあるかもしれないから、郵便は留置きにして自分の好きなときに局に取りに行けばいいんですよ」とアドバイスされたことを鮮明に覚えています。

### III 2016.6.6 内容証明について

答弁書への反論において既述の通りです。

#### 犯罪捜査規範より抜粋

(書面による告訴および告発)

第六十五条 書面による告訴または告発を受けた場合においても、その趣旨が不明であるときまたは本人の意思に適合しないと認められるときは、本人から補充の書面を差し出させ、またはその供述を求めて参考人供述調書（補充調書）を作成しなければならない。

### 違法性

#### 刑法的違法性について

詳細は告訴状の通りですが、説明の為に脅迫罪と公務員職権濫用罪の部分を引用します。

#### 要件事実

##### 1 脅迫の罪（刑法第二百二十二条）

「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する」

場合により告知を必要としないのは判例が示すとおりです。

②2009.2.20 警視庁は被害届の冒頭に明記されている回答期限を無視しました。

③2009.2.20 警視庁は回答期限日当日のさいたま市における叔母の殺害について、少なくとも、殺害予定と告訴人に対する脅迫の為の殺害であることを包囲網の一員として事前に知っていました。すなわち共犯です。（捜査待ち）

これら二つの事実を総合すると、叔母の死の真相は誰かによる告訴人への脅迫の為の殺人に相違なく、その意図は「被害届によって包囲網を暴こうとすれば叔母のように殺すよ」であり告訴人の生命に対し害を加える旨の無言の脅迫です。

⑤叔母の死直後(2009.2.25頃)東村山署・サワダ氏を訪ね脅迫殺人の旨を強調するもその後またしても無視

警視庁は殺人を示唆する脅迫被害の訴えを無視して放置し故意にその状態を継続させており、告訴人の生命に対し害を加える旨の無言の脅迫に相違なく、その意図は「叔母の死の真相や包囲網を暴こうとすれば叔母のように殺すよ」だと思います。

⑨2016.6.6 告訴人が一連の概要と再捜査を要求する旨の内容証明便を警視総監宛に送付するも無視

警視庁は殺人を示唆する脅迫被害の訴えを無視して放置し故意にその状態を継続させており、告訴人の生命に対し害を加える旨の無言の脅迫に相違なく、その意図は「叔母の死の真相やサワダ氏への二つの要請や包囲網を暴こうとすれば叔母のように殺すよ」だと思います。

### 説明

要するに警視庁は一貫した不作為対応を行って来ました。

警察の職責とは不作為であることだけで脅迫罪を構成するほどの強い作為義務を有する数少ないものであると認識しております。

しかしこの作為義務の強さは被害の届け出内容の切実度に依存するとも考えられます。本件は殺人を示唆する脅迫被害の訴えですから、当然に最も強く作為義務が求められるケースであり生命の危機に直結します。

かような法律用語を用いるまでもなく、治安を司る警察が機能しなければ訴えた被害が直接に被害者に降りかかるることは言うまでもありません。

不作為であることにより脅迫被害の訴えを無視して放置し故意にその状態を継続させた点については故意に届出内容の脅迫殺人の状況下に放置したということであり、告訴人の生命に対し害を加える旨とみなせますから脅迫罪の不真性不作為犯に該当だと思います。

更に言えば、類型として「捜査機関である警察がありえない対応を演出してみせることによる故意による無言の脅迫」であり埼玉県警や群馬県警と共通しております。

警察組織として連携や同質性・模倣性が感じられるがゆえに、遡って警視庁もまた故意による脅迫であったと判断します。

### 2 公務員職権濫用罪(刑法第百九十三条)

「公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する」

②2009.2.20 警視庁は告訴人の被害届の冒頭に明記された回答期限を無視

警視庁は警察法第二条および憲法第25条生存権等に基き被害届により包囲網の摘発と

治安の回復を求めた原告の権利の行使を公務員の職権を濫用し故意に犯罪捜査規範に違背することにより妨害しました。

④2009.3.3 午後、東村山署にてサワダ氏と面談し、被害届の内容を説明し直し包囲網の摘発と叔母の脅迫殺人の捜査を要請するも、警視庁はまたもや無視しました。

警視庁は警察法第二条および憲法第25条生存権等に基き叔母の死の真相究明と包囲網の摘発により治安の回復を求めた原告の権利の行使を公務員の職権を濫用し故意に犯罪捜査規範に違背することにより妨害しました。

⑨2016.6.6 一連の概要と捜査を要求する旨の内容証明便を警視総監に送付するも無視  
警視庁は警察法第二条および憲法第25条生存権等に基き警視庁の不作為による一連の犯行と包囲網の摘発により治安の回復を求めた原告の権利の行使を公務員の職権を濫用し故意に犯罪捜査規範に違背することにより妨害しました。

民法的違法性について、こうした不作為対応が警察法第二条および憲法25条の生存権に基き被害届の提出により包囲網の摘発と治安の回復を求めた告訴人の権利の行使を妨害しております。

これによりプログラム規定説、抽象的権利説、具体的権利説、ことばどおりの具体的権利説のいずれの学説に依拠する場合でも生存権の侵害に当たります。

たとえどのような理由があったとしても、少なくとも原告と同じ不作為対応をされたならば誰も警察による治安を利用できなくなることは消去法的 結果論的に明らかであり原告への不公平な差別的取扱と言えますから憲法14条の平等権の侵害にも当たります。  
言い換えると、この観点からは不作為対応には正当性はありません。

また根拠法である警察法の第一条「個人の権利と自由を保護」、警察法第二条「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ」、警察法第二条2「公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」など何箇所も違背しております。

更に前払いしている税金に対する債務不履行とも言えますから民法709条の不法行為も類推適用できると思います。

そもそも治安と言う生活インフラの故障なのです。

つまり刑法的にも民法的にも違法性は明らかだと思います。

最後に警視庁の情状について申し上げます。

原告の三つの届出・主張・要求に対し、書面によるものは内容の無効性を主張することにより否認し、口頭によるものは往訪事実そのものから否認するという、捜査機関としてあるまじき、なりふり構わぬ隠蔽を図っております。

およそ人間扱いされていないと感じます。

その情状は極めて悪質であり、原告の怒りの炎に油を注ぐものと言えます。

平成29年12月12日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 萩原いずみ  
平成29年(ワ)第26号 慰謝料請求事件

口頭弁論終結日 平成29年10月24日

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

被 告 東 京 都

同 代 表 者 知 事 小 池 百 合 子

同 指 定 代 理 人 荒 井 幹 人

同 高 橋 賢 二

同 川 村 聖

同 長 野 慎 也

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、3000万円を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害金合計4300万円の一部である3000万円の支払を求める事案である。

1 原告の主張

被告所属の警察官らは、①原告が、平成21年1月19日、ネット犯罪による原告に対する包囲網により原告が脅迫行為を受けていることを申告する被害届を警視総監に宛てて発送したのに、捜査をしなかった、②原告が、同年2月

25日頃、東村山警察署のサワダ氏に対し、上記被害届と同様の内容及び叔母の死亡について捜査を求めたのに、捜査をしなかった、③原告が、平成28年6月6日、上記被害届と同様の内容の「捜査要求」と題する書面を警視総監に送付したのに、捜査をしなかった。

上記3つの不法行為により、原告は、3000万円の精神的損害のほか、タクシーの売上が1000万円減少し、農業の売上が300万円減少するという経済的損害を被った。

## 2 被告の主張

原告の主張する不法行為のうち、上記③について、原告を差出人、宛名を警視総監とする「捜査要求」と題する書面が警視庁本部に配達されたことは認められるが、上記①及び②については、古い出来事であり確認がとれない。

もっとも、犯罪被害者が捜査によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないから、被害者は、捜査機関による捜査が適正を欠くことを理由として、国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできないというべきである。また、原告が被告所属の警察官らに提出した被害届等の内容については、およそ犯罪事実の申告といえないものであって、これらを被害届として受理せず捜査をしなかったとしても、国家賠償法上違法と評価されるものでないことはもちろん、適正を欠くものでもない。

## 第3 当裁判所の判断

1 原告は、原告が被害届等を提出したのに、被告所属の警察官らが捜査をしなかったことが不法行為に当たると主張する。

しかしながら、原告が被告所属の警察官らに提出したという被害届（甲1）並びに「捜査要求1」と題する書面及び「捜査要求2」と題する書面（甲4）を見ても、その記載内容はいずれも要領を得ないものであり、いかなる犯罪行為を指摘するものか定かでないといわざるを得ない。原告は、原告が指摘して

いたタクシー会社の売上が原告の出番日に変動したという事実のみからでも犯罪行為があったことは明らかであったとも主張するが、仮にそうした事実があったとしても、直ちに犯罪行為があったことが窺われるものでないことは明らかである。したがって、被告所属の警察官らが捜査をしなかったとしても、違法であるとはいえない。

また、そもそも、犯罪の捜査は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく、また、告訴は、捜査機関に犯罪捜査の端緒を与える検察官の職権発動を促すものにすぎないから、被害者又は告訴人が捜査によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないというべきである。したがって、被害者ないし告訴人は、捜査機関による捜査が適正を欠くことを理由として、国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求をすることができないというべきである（最高裁平成元年(オ)第825号同2年2月20日第三小法廷判決・裁判集民事159号161頁）。

これを本件についてみると、原告は、自己が脅迫行為を受けていることや、叔母の死亡について捜査をするよう要請したが、被告所属の警察官らが適正な捜査をしなかったことが不法行為に該当すると主張しているものと理解できるから、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求をすることができないというべきである。

2 よって、原告の請求には理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

前橋地方裁判所沼田支部

裁判官

吉田達二

これは正本である。

平成29年12月12日

前橋地方裁判所沼田支部

裁判所書記官 萩原 いづみ

